

ID: 533

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	付帯工事費用の原因者負担命令		
法令名称 根拠条項	海岸法 第32条第3項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】 法第32条の規定による。 (附帯工事に要する費用) 第32条 海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は当該海岸保全施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第7条第1項及び第8条第1項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第10条第2項の規定による協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその全部又は一部を負担するものとする。 2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事又は地すべり防止工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第67条、道路法第58条第1項、砂防法第16条又は地すべり等防止法第34条第1項の規定を適用する。 3 海岸管理者は、第1項の海岸保全施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日